

不実証広告規制

フロー図で景表法に基づいた行政の指導の流れを解説していく

- 1) あるPRがあったとする。そして、そのPRの真偽を理解するにはその製品やサービスを試してみないとわからないという場合が対象となる。
- 2) そのPRが具体的な場合(たとえば、体脂肪が5%ダウンするPR)は、行政はその証明を要求できる。
- 3) そのPRが具体的でない場合、つまり、主観的内容や抽象的内容の場合であっても、具体的かつ著しい便益の主張を伴う場合(たとえば「気分爽快。△△でお酒を飲んだ翌日でも仕事に支障なし」というPRでは「気分爽快」は主観的内容だが、「△△でお酒を飲んだ翌日でも仕事に支障なし」は具体的かつ著しい便益の主張となる。「開運! ○○サイフでお金がたまる」というPRでは「開運」は抽象的内容だが「○○サイフでお金がたまる」は具体的かつ著しい便益の主張となる。)、やはり行政はその証明を要求できる。尚、この場合の証明の対象は「具体的かつ著しい便益」の内容になる。
- 4) 行政に証明を要求されたら15日以内に証拠を提出しなければならない。また、その期間内に証拠を提出できなければ景表法違反となり行政指導をうける(非公表)。悪質と判断されると排除命令が出ることもある(公表)。
- 5) 証拠が提出された場合、行政は次の2つの要件をチェックする。
 - A. 提出資料が客観的に実証された内容のものである。
 - B. 表示された内容と提出資料によって実証された内容が適切に対応している。
- 6) 2要件をクリアしていると判断されればそれでOKである。
- 7) いずれかあるいは両方の要件をクリアしていないと判断されれば景表法違反となり行政指導をうける(非公表)。また、悪質と判断されると*排除命令が出ることもある(公表)。

***排除命令** ~公正取引委員会が事業者に対して景表法違反の行為を止め今後繰り返さないよう命じる処分。現在行っている広告の中止と訂正広告の掲載等が命令される。

※平成 21 年 9 月より所轄省庁は消費者庁に移転した。

POINT

具体的内容を伴う広告について行政が証明を要求したら、業者は15日以内に広告内容を証明する根拠を提出しなければならない。

景表法に基づく指導の流れ

